



1. 特集：2022 年に施行開始されたアジア各国・地域の規定について

アジア各国・地域では、2022 年に入ってから、海外ビジネスを行う中小企業が留意すべき、いくつかの規定が施行されました。本稿では、これら規定のうち、特に留意すべき中国、ミャンマーおよびベトナムの規定について説明します。

(1) 中国：「輸入食品に係る海外製造企業の登録管理」

中国では、2022 年 1 月 1 日「輸入食品海外製造企業登録管理規定」（税関総署令第 248 号）が施行されました。同規定によれば、中国向けに加工食品を輸出する企業は、オンライン上で、企業情報、製品情報および製品の製造許可証等の情報を登録することが求められています。かかる情報は、企業情報や専用サイト「中国国際貿易単一窓口

（China International Trade Single Window）」を通じて手続きを行います（中国語または英語）。手続き後に中国税関が審査を行い、企業に対して登録番号を付与します。

2022 年 1 月 1 日以降に出荷される中国向け食品は、輸入申告時の通関申告書に加工食品の製造企業の登録番号記入が必要であるほか、同日以降に製造される中国向け食品は、その内・外包装に登録番号または製造企業の所在国（地域）主管当局が承認した登録番号を表示しなければならないとされています。

今回の規定は 2021 年 4 月に規定が発表されてから、しばらく手続き方法の詳細が不明でした。その後、同年後半に手続きの方法が発表され、中国へ加工食品輸出を行う企業による登録が集中しました。そのため、税関による企業への登録番号付与が間に合うか懸念されていましたが、現時点では特段の混乱はない模様です。

(2) ミャンマー：「外貨通貨のミャンマーチャットへの転換義務の導入」

ミャンマーでは、中央銀行の 2022 年 4 月 3 日付公告(Notification No.12/2022)および命令 (Directive No.4/2022)により、国内居住者（ミャンマー法に基づく外資企業含む）が国外から取得した外国通貨は、1 営業日以内に、外国為替取引の許可を持つ銀行（以下、「AD Bank」とする。）に送金し、ミャンマーチャット（Myanmar Kyats）に兌換することが強制されることとなりました。

また、同年 4 月 5 日付命令 (Directive No.5、No.6) により、①ミャンマー居住者が国内の AD Bank に有する外貨口座に払い込まれた外貨（貿易・サービス代金、資本金・融資金、援助・贈与等）は基本的に 1 米ドルあたり 1,850 ミャンマーチャット（固定、他通貨は米ドルとのクロスレート適用）で兌換されること、②①の措置は 2022 年 4 月 3 日以前の外貨も対象であること、③ミャンマー国外への外国送金は、外国為替監督管理委員会の事前許可を取得しなければ実行できないこと、が定められました。

上述の厳格な外貨管理に関する通達により、同国へ進出している外資系企業は、混乱することとなりましたが、ミャンマー中央銀行は、4月20日付で、ミャンマー投資委員会（MIC）の許可により進めている外国直接投資事業、経済特別区（SEZ（例：ティラワ工業団地））内の投資事業については、本外貨管理規制の対象外とすることを発表しました。そのため、混乱はいったん沈静化しています。また、5月には、ミャンマーと中国・タイ間での規制の条件緩和などが発出されています。ただし、今後も現地では、厳しい外貨管理規制が続いていくものと見られることから注視する必要があります。

(3) ベトナム：「外国人の社会保険料負担増額」

2018年にベトナムで施行された政令（143/2018/ND-CP）（以下、「同政令」という。）により、雇用期間が1年以上の労働契約を締結し、労働許可証等の証明書を有する外国人労働者に対し、社会保険への加入が義務付けられることとなりました。これにより雇用主である企業は、外国人労働者の賃金月額に負担率を乗じた積立をすることが求められています。

同政令は、2022年以降は社会保険のうち、退職年金・遺族給付金の分についても積み立てることを規定しているため、これにより雇用企業の社会保険料負担率は3.5%から17.5%へ引き上げとなり、外国人労働者については8%の自己負担が開始となります。

対象となる賃金は、労働契約で規定される基本給、賃金性手当およびその他の補充額の合計となりますが、政府が規定する公務員の最低賃金（2022年は、149万ベトナムドン（約8,210円））の20倍（約16.4万円）が上限とされています。ただし、当該最低賃金は現在新型コロナ禍に伴う経過措置により据え置かれている状況であるため、将来は上昇していくことが見込まれています。

なお、同政令によれば、「社内異動」による外国人労働者は、当該社会保険の適用外とされています。「社内異動」による外国人労働者とは、外国企業で1年以上雇用実績がある管理者等が、当該企業が開設したベトナム拠点へ一時的に出向される者とされています（ただし入社1年未満の者、現地採用の者は対象外）。しかし、日本親会社から出資したベトナム子会社への出向は当てはまらないとされた事例もあるため、注意が必要です。また、日本とベトナム間では、社会保障協定が結ばれていないため、社会保険料を二重払いとなってしまうことにも注意が必要です。

表：社会保険積立料の内訳

種類	雇用主	従業員本人
① 疾病・妊娠出産給付金	3%	0%
② 労働災害・職業病給付金	0.5%	0%
③ 退職年金・遺族給付金	14%	8%
2021年12月末まで ①+②	3.5%	0%
2022年1月より ①+②+③	17.5%	8%

出所：政令143/2018/ND-CP

以上、2022年に施行された海外ビジネスを行う企業が留意すべき規定等を紹介しました。実際の運用については、現地の専門家に問い合わせることを推奨します。

現地の専門家紹介が必要な場合などのご相談がある場合には、最寄りの信用金庫にご相談ください。

2. 最近寄せられた相談事例

Q

取引先より100%出資して設立した中国現地法人が黒字化したと報告がありました。取引先が今後同現地法人から日本に資金還流する方法について教えてください。

A

1. 中国現地法人から日本への資金還流方法について

中国は、資本項目（出資金、貸借金等）に関する外貨管理規制から、中国現地法人から親会社である日本企業への送金は容易にはできません。親会社の子会社から資金還流を受けるためには、主に次の方法を採用することが多いようです。

(1) 配当

中国現地法人が事業活動を行い、会計年度（12月末）、監査、企業所得税の確定申告を終えると、董事会を開き、利益処分方法を決定します。利益処分は、①過年度損失の補填、②準備金積立、③配当と進めます。この配当は、出資者である日本親会社へ配当金として特段の規制なく送金可能です。配当金送金時には、企業所得税として配当金額に対して源泉税 10%がかかります。

(2) コンサルティングフィー

コンサルティングフィーは役務提供への対価であり、固定額または役務提供の時間に基づいて金額が算定されます。中国現地法人がコンサルティングフィーを対外送金する際は、5万米ドル以内であれば送金銀行にコンサルティング契約書または請求書を提示すれば可能です。5万米ドルを超える場合の対外送金は、所管の税務局へ事前届け出をする必要があり、その内容の妥当性が審査されます。ただし、中国現地法人が日本親会社へコンサルティングフィーを送金する場合、5万米ドル以内でも恒常的に発生する場合は、税務当局が国際課税の対象と判断することがあるため注意が必要です。

(3) ロイヤルティ

日本親会社が持つノウハウや特許（無形資産）を中国現地法人が使用した場合、中国現地法人から日本親会社にロイヤルティとして対外送金することが可能です。ロイヤルティの内容は定額または定率（売上×何%）で設定し、現地法人の商務主管部門に登記（内容の妥当性について審査あり）し、技術登記証を取得する必要があります。対外送金額が5万米ドル以内は銀行審査のみ、5万米ドル超については所管の税務局へ事前の届け出が必要です。

2. 留意点

上述の方法による対外送金は規則に基づいて行えばスムーズに行うことが可能ですが、これ以外の方法によって無理に外貨で対外送金をする、現地法人の財務諸表に影響が出てしまう可能性があるほか、外貨管理法、諸税法等の違反により処罰される恐れがあります。安易な形で中国からの資金還流をすることは避けるようにしてください。

上述の内容についてご不明な点があれば、最寄りの信用金庫にご相談ください。

Q ベトナムにある100%日本会社出資の製造現地法人を売却したいと考えています。どのような点に注意したらよいか教えてください。

A **1. ベトナム現地法人の売却について**

一般的にベトナムにおいて現地法人を売却したいという場合、次の方法があります。

※ 中堅・中小企業がベトナムに現地法人を設立する場合、一人社員有限責任会社、二人以上社員有限責任会社が多いため、本稿ではこの2つの形態の場合に絞って説明します。

(1) 出資持分の譲渡（出資持分を譲受人（個人・法人）への譲渡）

(2) 資産譲渡（現地法人が所有する資産の譲渡）

実務的には「(2) 資産譲渡」は、土地の譲渡、許認可面等で譲受人に負担があることから、「(1) 出資持分の譲渡」の方式を取られることが多いようです。以下「(1) 出資持分の譲渡について説明します。

※ 「(1) 出資持分の譲渡」については、二人以上社員有限責任会社の場合、他の出資者に最初予定している譲渡条件にて買い取るか否かを伺う必要があります。

2. 現地法人売却の流れについて

現地法人を売却する場合、①売却戦略の策定（どのような形・条件で売却したいのかを日本親会社を含めて意思統一を図る）、②譲渡先候補の選定、③譲渡先との合意およびデューデリジェンスの受け入れ、④条件交渉、⑤持分譲渡契約書締結・譲渡、⑥ベトナムでの変更登記完了（当局審査あり）が一般的な流れとなります。出資持分の譲渡については、ベトナムでの変更登記完了をもって完了となります。それまでは従前の出資者が責任を負うことになるため、登記が終了するまでは売却手続中であるため注意が必要です。

3. 持分譲渡による売却を希望する企業における留意点

上記2で売却の流れを説明しましたが、大きなハードルとなるのが譲渡先候補の選定です。譲渡先企業は、売却希望の現地法人を買収するメリットを検討してきます。そのため、売却側も準備をしておく必要があります。例えば、現地法人の正確な財務実態の把握、債権・債務（特に親子ローン等）関係をできる限り清算しておく、社内にコンプライアンス違反を原因とする取引が無いかな等を事前に洗い出しておくことが求められます。

実際に現地法人を売却する際には極めて高度な法務・会計・税務等の知識が必要になってきます。売却の選定を始めとして専門家にご相談するのが推奨されます。

内容等につきましてご質問がある場合には、お近くの信用金庫にご相談ください。

<編集・発行>

信金中央金庫 海外業務推進部 推進グループ
中央区八重洲1丁目3番7号
<http://www.shinkin-central-bank.jp/>
Tel : 03(5202)7674
Fax : 03(3278)7035

本レポートは、標記時点における情報提供を目的としています。したがって投資等についてはご自身の判断によってください。
また、本レポート掲載資料は、信金中央金庫が信頼できると考える各種データにもとづき作成していますが、信金中央金庫が正確性および完全性を保証するものではありません。
なお、記述されている予測または執筆者の見解は、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。